利用上の注意

- 1. この確報は、『総務省「令和元年経済センサス-基礎調査結果」』について、愛媛県の事業所数及び従業者数についてとりまとめたものです。
- 2. 令和元年経済センサス-基礎調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行いました。
 - ① 日本標準産業分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792-「家事サービス業」に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所
- 3. 令和元年経済センサス-基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としています。 甲調査については、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点(調査票記入日)です。ただし、調査事項の「年間総売上(収入)金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としています。乙調査については、令和元年6月1日現在で実施した結果です。
- 4.「新規把握事業所」は、従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なります。今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加しています。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広に事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っています。
- 5. 割合(構成比)は小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致 しない場合があります。

なお、該当数字がないものは「‐」としました。

また、増減は、数値がマイナスのものは「△」で表しました。